

府子本第197号
元初幼教第8号
子保発0624第1号
令和元年6月24日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)

(公印省略)

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)

(公印省略)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

(公印省略)

厚生労働省子ども家庭局保育課長

(公印省略)

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号)のVI2(2)エ(ア)・(イ)における処遇改善等加算Ⅱ(以下「加算」という。)に係る「別に定める研修」について、下記のとおり定めたので、十分御了知の上、関係団体等の活用も含め研修の積極的な実施をお願いする。

また、各都道府県においては、貴管内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して遅滞なく周知を図られたい。

なお、加算における研修に係る要件については、2022年度を目途に当該要件の必須化を目指すこととし、2021年度までの間は当該要件は課さないこと。2022年度からの必須化については、2022年度開始までに、職員の研修の受講状況等を踏まえ判断することとなっている。

記

I. 各施設類型における研修受講要件について

1 保育所及び地域型保育事業所

(1) 実施主体

実施主体は以下の者とする。

① 都道府県

② 「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付雇児保発0401第1号)の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の6による指定を受けた機関(市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。)

(2) 研修内容

ア 専門分野別研修

①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援の6分野とし、それぞれの研修内容については、ガイドラインの別添1「分野別リーダー研修の内容」において、対応する分野毎に定める「ねらい」及び「内容」を満たすものとする。

また、研修時間は各分野15時間以上とする。

イ マネジメント研修

ガイドラインの別添1「分野別リーダー研修の内容」において定めるマネジメント分野の「ねらい」及び「内容」を満たすものとし、研修時間は15時間以上とする。

(3) 対象者及び修了すべき研修分野

ア 副主任保育士

専門分野別研修のうちの3以上の研修分野及びマネジメント研修

イ 専門リーダー

専門分野別研修のうちの4以上の研修分野

ウ 職務分野別リーダー

専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する研修分野

※ 幼稚園教諭免許所持者に対する免許状更新講習のうち、都道府県が専門分野別研修の各研修分野として適当と認める研修を修了し、それらを複数組み合わせて1つの分野の修了時間が計15時間以上に達した場合には、当該研修分野に係る専門分野別研修を修了したとみなすことができる。

(4) 保育所等における園内研修の取扱いについて

保育所及び地域型保育事業所（以下「保育所等」という）が企画・実施する園内における研修（以下「保育所等における園内研修」という。）については、保育所等における園内研修を行う施設・事業者からの申請に基づき、都道府県が、その内容及び研修時間について、以下の要件を満たしていることを確認した場合には、当該保育所等における園内研修の修了者について、対応する研修分野の研修に関して1分野最大4時間の研修時間が短縮されるものとする。

- ・ 研修の講師が、(5)に定める研修の講師であること。
- ・ 研修の目的及び内容が明確に設定されており、また、(2)に定める研修分野が設定されているとともにその内容が(2)に沿ったものとなっていること。
- ・ 研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する保育所等において研修修了の証明が可能であること。

(5) 実施方法等

研修の実施に当たっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。なお、e ラーニングで実施する場合は、保育士等キャリアアップ研修を e ラーニングで実施する方法等に関する調査研究（平成 30 年度厚生労働省委託事業）を参考にすること。

さらに、研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者とする。

(6) その他

ア (1) から (5) に定めるほか、研修の実施に当たって必要な事項は、ガイドラインに定めるとおりとする。

イ 研修に係る要件の必須化後は、加算の認定に当たっては、認定を行う都道府県、指定都市又は中核市（以下「加算認定自治体」という。）において、加算の申請を行う施設・事業所からガイドラインの 5 (1) に定める修了証の写しを提出させること等により、加算の対象職員が研修を修了していることを適切に確認することを想定している。

2 幼稚園

(1) 実施主体

実施主体は以下の者とする。

- ① 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）
- ② 幼稚園関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者
- ③ 大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、その他免許状更新講習・免許法認定講習開設者）
- ④ その他加算認定自治体が適当と認める者

なお、②に基づき、加算に係る研修の実施者として適切な幼稚園関係団体と認めるに当たっては、加算認定自治体は、幼稚園関係団体の申請に基づき、以下の要件を満たしているか確認を行うこと。

- ・これまで幼稚園教諭に対し研修を実施してきた実績を有すること。
- ・実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的及び内容が明確となっていること。
- ・研修修了の証明及び研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること。

また、④に基づき、各幼稚園が企画・実施する園内における研修（以下「幼稚園における園内研修」という。）を加算に係る研修と認めるに当たっては、幼稚園からの加算の申請に基づき、以下の要件を満たしているか確認を行うこと。

- ・研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると①・②が認める者又は③に所属する者を講師として行うものであること。
- ・研修の目的及び内容が明確に設定されていること。
- ・研修受講者が明確に特定されており、各園において研修修了の証明が可能であること。

（2）研修内容

（1）に定める実施主体が実施する研修であって、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものとする。なお、加算認定自治体が個別の研修についてあらかじめ認定を行うことは不要である。

また、中核リーダーについては、（3）に定める時間数のマネジメント分野に係る研修（カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう）を受講すること。

（3）対象者及び修了すべき研修時間

ア 中核リーダー及び専門リーダー

合計60時間以上（ただし、中核リーダーについては、15時間以上のマネジメント分野の研修を含む。また、幼稚園における園内研修については、15時間以内の範囲で含めることができる。）

イ 若手リーダー

合計15時間以上（担当する職務分野に対応する研修を含む。幼稚園における園内研修については、4時間以内の範囲で含めることができる。）

（4）その他

- ア 個別の研修の受講歴については、職員個人が管理することを基本とする。
- イ 加算の申請を行う施設においては、研修に係る要件の必須化後を見据えつ

つ、幼児教育センター、教育委員会等が行う経験年数や園内の役割に着目した研修やテーマ別の研修、加算認定自治体が認めた関係団体が行う研修、免許状更新講習、免許法認定講習、都道府県等が行う保育士向けの研修など、各対象者が受講した多様な研修の修了状況を把握し、対象者の発令の種類に応じた研修受講歴の一覧化を行うこと。

ウ 研修に係る要件の必須化後は、加算の認定に当たっては、加算認定自治体において、加算の申請を行う施設から各職員の研修受講歴の一覧を提出させること等により、加算対象職員が本通知に定める研修を受講していることを適切に確認することを想定している。

3 認定こども園

(1) 実施主体

実施主体は以下の者とする。

- ① 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）
- ② 認定こども園関係団体・幼稚園関係団体・保育関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者
- ③ 大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、指定保育士養成施設、その他免許状更新講習・免許法認定講習開設者）
- ④ その他加算認定自治体が適当と認める者

なお、②に基づき、加算に係る研修の実施者として適切な認定こども園関係団体・幼稚園関係団体・保育関係団体と認めるに当たっては、加算認定自治体は、認定こども園関係団体・幼稚園関係団体・保育関係団体の申請に基づき、以下の要件を満たしているか確認を行うこと。

- ・これまで保育教諭・幼稚園教諭・保育士に対し研修を実施してきた実績を有すること。
- ・実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的及び内容が明確となっていること。
- ・研修修了の証明及び研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること。

また、④に基づき、各認定こども園が企画・実施する園内研修（以下「認定こども園における園内研修」という。）を加算に係る研修と認めるに当たっては、認定こども園からの加算の申請に基づき、以下の要件を満たしているか確認を行うこと。

- ・研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると①・②が認める者又は③に属する者を講師として行うものであること。
- ・研修の目的及び内容が明確に設定されていること。
- ・研修受講者が明確に特定されており、各園において研修修了の証明が可能であること。

(2) 研修内容

(1) に定める実施主体が実施する研修であって、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものとする。なお、加算認定自治体が個別の研修についてあらかじめ認定を行うことは不要である。

また、副主幹保育教諭については、(3) に定める時間数のマネジメント分野に係る研修（カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう。）を受講すること。

(3) 対象者及び修了すべき研修時間

ア 副主幹保育教諭及び専門リーダー

合計60時間以上（ただし、副主幹保育教諭については、15時間以上のマネジメント分野の研修を含む。また、認定こども園における園内研修については、15時間以内の範囲で含めることができる。）

イ 若手リーダー

合計15時間以上（認定こども園における園内研修については、4時間以内の範囲で含めることができる。）

(4) その他

ア 個別の研修の受講歴については、職員個人が管理することを基本とする。

イ 加算の申請を行う施設においては、研修に係る要件の必須化後を見据えつつ、幼児教育センター、教育委員会等が行う経験年数や園内の役割に着目した研修やテーマ別の研修、加算認定自治体が認めた関係団体が行う研修、免許状更新講習、免許法認定講習、都道府県等が行う保育士向けの研修など、各対象者が受講した多様な研修の修了状況を把握し、対象者の発令の種類に応じた研修受講歴の一覧化を行うこと。

ウ 研修に係る要件の必須化後は、加算の認定に当たっては、加算認定自治体において、加算の申請を行う施設から各職員の研修受講歴の一覧を提出させる等により、加算対象職員が研修を受講していることを適切に確認することを想定していること。

エ 保育士等キャリアアップ研修については、本項に定める研修に含まれるものであり、本項の研修要件を満たすものとして取り扱うこと。

II. 平成30年度以前に受講した研修の取扱いについて

平成30年度以前に受講した研修については、加算認定自治体において、I に定める研修と内容が同等であると認められ、研修の受講が適切に確認できる場合に限り、要件を満たすものとして差し支えない。

III. 幼稚園又は認定こども園に勤務していた者が、保育所又は地域型保育事業所に勤務することになり、Iに定める研修を受講していない場合の取扱いについて

- (1) 加算認定自治体が、I 2 (2) 又はI 3 (2) に定める研修を、それぞれI 2 (3) ア又はI 3 (3) アに定める時間以上受講していることを確認できる場合、I 1 (3) ア及びイに定める研修に係る要件を満たすものとする。

ただし、加算認定自治体において、当該者の研修受講計画を確認するなど、できるだけ速やかにI 1 (3) ア及びイに定める研修を受講することを促すこと。

- (2) 加算認定自治体が、I 2 (2) 又はI 3 (2) に定める研修を、それぞれI 2 (3) イ又はI 3 (3) イに定める時間以上受講していることを確認できる場合、I 1 (3) ウに定める研修に係る要件を満たすものとする。

ただし、加算認定自治体において、当該者の研修受講計画を確認するなど、できるだけ速やかにI 1 (3) ウに定める研修を受講することを促すこと。

IV その他

加算認定自治体は、本通知に定めた研修要件も踏まえ、関係団体の行う研修はもとより、幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習や免許法認定講習の制度にも御理解の上、これらを加算における研修の実施主体、研修内容等として適切に取り扱い、幼稚園教諭、保育教諭等の負担軽減への配慮を促進されたい。